

第 1 8 回
行 方 郡 合 併 協 議 会

平成 1 7 年 4 月 2 5 日 (月)

行方郡合併協議会事務局

第18回行方郡合併協議会会議録

●日時：平成17年4月25日（月）午後1時59分から午後3時48分

●場所：玉造町役場「大会議室」

●開 会

●あいさつ

●議 事

（1）報告事項

①諸手続の経過等について

②合併準備の進め方について

（2）協議事項

①新市市章の制定について

②平成17年度行方郡合併協議会事業計画（案）について

③平成17年度行方郡合併協議会予算（案）について

④新市特別職の報酬について

⑤新市名称応募に係る記念品について

（3）その他

● 出席委員（35名）

会長	横山 忠市	副会長	伊藤 孝一	副会長	坂本 俊彦
	酒井 勝男		原 延征		高野 貫一
	平野 晋一		齋藤 一男		成嶋 常松
	茂木 正治		宮内 守		塙 仁
	磯山 信也		磯山 茂男		橋詰 芳明
	山崎 實		宮内 勲		鈴木 忠芳
	羽生 勇		山崎 和久		坂本 瑞夫
	兼平 佳子		真家恵久子		大曾根輝江
	大川 久子		吉田 和江		阿部 君子
	篠塚 一郎		額賀 宏		栗又 敏治
	平山 一巳				大崎 博之

小林 彰（岡田克幸委員の代理）

萩谷 俊明（笠尾卓朗委員の代理）

小川 俊明

●欠席委員

なし

●出席顧問

なし

○菅谷事務局次長 ただいまより第18回の行方郡合併協議会の開催をさせていただきます。

本日は、それぞれの皆様方にはお忙しい中のご出席、まことにありがとうございます。本日、進行をさせていただきます事務局の菅谷でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、当協議会の副会長であります伊藤副会長よりごあいさつをお願いします。

○伊藤副会長 どうも皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまより第18回行方郡合併協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○菅谷事務局次長 ありがとうございます。

では早速、当協議会の会長であります横山会長よりあいさつをお願いします。

○横山会長 本日は、大変お忙しい中、第18回合併協議会にご参加をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、行方郡3町の合併につきましては、前回の協議会におきまして合併協定書の調印を行いました。その後、町の議会の議決を経て、3月4日には、議長さん方そして地元選出の香取県会議員、藤島県会議員ともども、茨城県庁に橋本県知事を訪ねまして、廃置分合の申請書を提出いたしましたところでございます。また、3月24日には、レイクエコーにおきまして、新市のまちづくりを速やかに推進いたすために、行方市まちづくり推進式典を開催いたしましたところでございます。

今後とも、新市のスタートに向けて万全を期してまいりたいというふうに考えておりますので、委員の皆様方にさらなるご協力をお願い申し上げたいと存じます。

また、当協議会につきましては随時開催をいたしまして、制度の統一結果などにつきましてご報告してまいる所存でありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

本日の協議会では、新市市章の制定、平成17年度の事業計画、予算などについてご審議を

お願いするわけでございます。委員の皆様方のご協力をよりいただきまして、円滑な議事の進行ができますよう特段のご協力をお願い申し上げたいと思います。

本日は、大変ご苦勞さまでございます。あいさつにかえさせていただきます。

○菅谷事務局次長 ありがとうございます。

本来ならばこれから議事というようなことになるわけでございますが、4月の定期人事異動によりまして県の職員の方の異動がございました。私の方でそれぞれご紹介をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、茨城県鹿行地方総合事務所長、小川俊明所長です。

○小川茨城県鹿行地方総合事務所長 小川でございます。よろしく願いいたします。

○菅谷事務局次長 続きまして、茨城県総務部市町村課長、岡田克幸課長です。なお、岡田課長につきましては、本日、公務のために欠席というふうなことで、かわりまして、本日広域行政推進室長であります小林室長がおみえになっております。

○小林茨城県総務部広域行政推進室長 小林です。よろしく願いいたします。

○菅谷事務局次長 以上で、県関係の異動に伴いましてのご紹介とさせていただきます。

それでは、早速、議事に移らせていただきます。

当合併協議会規約第10条2項の規定により横山会長を議長といたしまして、本日の協議の方をよろしく願いいたします。

横山会長、よろしくお祈いします。

○横山会長 それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどをよろしくお祈いをいたします。

なお、本日の出席委員でございますけれども、35名でございます。協議会規約第10条第1項に規定いたします定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

まず、会議録署名人の指名をさせていただきたいと思ひます。

麻生町の大川委員さん、北浦町の山崎委員さん、玉造町の成島委員さんにお祈いをいたしたいと思ひます。よろしくお祈いいたします。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、報告事項でありますけれども、諸手続の経過等についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 事務局の江寺でございます。よろしくお祈い申し上げます。

資料の方、1ページをごらんいただきたいと思ひます。

先ほどの会長のごあいさつの中にもありましたが、2月25日、第17回の協議会におきまして合併協定書の調印がなされたところでございます。その後の法手続等に係ります流れ、経過等についてご報告を申し上げたいと思います。

まず、①でございますけれども、町議会の議決ということで、2月28日、廃置分合の議案そして関連3議案について議会において可決されたということでございます。議案の主な内容につきましては、この四角の枠の中でございます①から④でございます。

まず、3町の廃置分合についてでございますけれども、平成17年9月2日から、行方郡麻生町、同郡北浦町及び同郡玉造町を廃し、その区域をもって「行方市」を設置することを茨城県知事に申請することについての議案でございます。

②が3町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議についてでございます。廃置分合に伴い、3町の財産をすべて「行方市」に帰属させることを3町が協議の上定めるという内容でございます。これについては、別紙にございますけれども、別紙に、3町の財産を行方市に帰属するという内容で、3町の連名によります協議書を締結するということになる内容でございます。

③が3町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議についてでございます。合併特例法によります特例措置を適用するという内容についての協議でございますが、廃置分合に伴い、3町の議会議員及び選挙による農業委員会委員の任期について、合併特例法に基づく在任特例、議員につきましては平成19年3月31日まで、農業委員会の選挙による委員につきましては合併後1年間の期間について特例を適用することを3町が協議の上定めるという内容でございます。これに基づきまして、先ほどの財産処分と同じように協議書を取り交わすというような内容の議案でございます。

④が3町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議についてでございます。廃置分合に伴いまして、新市の議会議員の定数24人という協議会の結果について3町が協議の上定めるという内容でございます。これにつきましても、同じく協議書を締結するということになる内容でございます。

次が、2番の廃置分合申請でございます。2月28日の議会可決を経まして、3月4日に、3町長そして3議会議長そして地元選出の香取県議、藤島県議が茨城県の橋本知事を訪れまして、廃置分合の申請書を提出したところでございます。

なお、2月25日の合併協定書調印におきまして、橋本知事においでいただけなかったということがございましたので、廃置分合の申請に先立ちまして、合併協定書の特別立会人の欄に橋本知事の署名を受けた後、廃置分合の申請書を提出させていただいたところでございます。

なお、2ページから5ページにおいて、廃置分合申請書の出だしの部分になりますけれども、あらまはこういうふうなあらましだということで一応添付させていただいております。

2ページの方を、まずごらんいただきたいと思います。

題名につきましては「行方郡麻生町」云々ということを書いてありますが、内容については、地方自治法第7条第1項の規定に基づき、平成17年9月2日から行方郡麻生町、同郡北浦町及び同郡玉造町を廃し、その区域をもって「行方市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請しますという内容でございます。

3ページの方に、その関連での添付資料ということで1から12まで、こちらの添付資料を作成いたしまして申請書の方につけてございます。なお、この添付資料のうち、1から5の内容につきましては、次に続きます4ページ、5ページに内容を記載してございますので、こちらにつきましては後ほどごらんをいただきたいと思います。

1ページ目にお戻りをいただきたいと思います。

3で、今後のスケジュールの予定でございます。まず、今後のスケジュールにつきましては、6月の茨城県議会の議決、県知事の決定、そして県による総務大臣への届け出ということが、主な6月の手続として想定されるものでございます。総務大臣への届け出を経まして、おおむね7月には総務大臣の官報告示がなされるというような見通しでございます。これを受けまして、9月2日に「行方市」の誕生と相なるわけでございます。

これまでの手続の経過、今後のスケジュールのあらましについてご説明を申し上げました。

以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明についてご質問等がございましたらお願いいたしたいと思います。何かございますか。

(発言者なし)

○横山会長 ないようでありますので、諸手続の経過等につきましては、以上のとおりとさせていただきます。

続きまして、報告事項②でありますけれども、合併準備の進め方についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 それでは、資料の方、6ページをごらんいただきたいと思います。

資料6ページから8ページになってございます。

まず、合併準備と申しますけれども、どのようなものが想定されるのかという内容で、まず、6ページの方に、新市発足に向けた主要準備作業についてということで、主な項目出しをしてございます。

1番につきましては、当面の主な合併前準備作業ということで、①として事務事業の一元化です。主な内容といたしましては、具体的な取扱いということで、協議会で協議いただきました調整方針に基づいて具体的な取り扱いを確定するという作業でございます。

それから、2番といたしまして、事務処理マニュアル等の作成ということで、事務処理の手続を一元化するという観点から、こういう作業をしてまいりたいと思います。

②で例規の整備でございます。

原案の審査、そして専決処分や暫定施行する条例等の整理を行ってまいります。調整の進捗状況にもよりますけれども、現況、原案をほぼ作成しております。それにつきまして、一次審査、二次審査を経て、最終的な行方市の条例を策定してまいるということになるものでございます。

③につきましては、文書の整理・保管等ということになりますが、まず、既存の文書の保管等の整理を行うということ、それから、各町で文書の整理方法等決まりまして、そういうものを一つの基準に従って整理をしていくというのが、これからの作業として考えられるものでございます。

④といたしまして、公共的団体との調整、これにつきましては、調整方針等に基づきまして各種団体との調整を進めていくという内容でございます。

⑤につきましては、各種手続ということで、主には法に基づきます手続が考えられるものでございますが、一部事務組合や各種協議会等の設置なりの手続がここに入っているものでございます。

それから、⑥といたしまして、附属機関等の設置準備等がございます。設置するものの準備や廃止するものの手続を進めてまいります。特に、法に基づきまして、新市誕生と同時に設置するもの等の準備を、まず最優先で進めていくという内容でございます。

⑦につきましては、新市の事務事業の整備等を行ってまいります。

それから、⑧といたしまして、新市予算の編成準備になります。これにつきましては、暫定予算それから本予算につきましては新市誕生後になりますが、そちらの準備を進めてまいると

いう内容でございます。

⑨番といたしましては、組織等体制準備ということで、組織・給与、それから庁舎の整備につきましては移転等の準備等もこれらに含まれるものでございます。

⑩につきましては、電算システムの整備ということになります。

そのほか、⑪番として必要な事項ということで、後ほどご説明を申し上げますけれども、分科会、専門部会を中心にこれまで事務協議を進めておりましたが、今後も同じような体制で進めていくような考えでございます。各課の事務によりまして若干の差がございますので、その事務によりまして必要なものいろいろ出てくるかと思いますが、そういうものを想定しての、その他必要な事項という内容でございます。

そして、2番で書いてありますが、準備体制でございます。ただいま申し上げましたように、現行の分科会、専門部会、幹事会を基本に行うというような内容でございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

現行の体制ということでお話を申し上げました、それを図式化したものでございます。下から3町職員から、分科会、専門部会、事務局、幹事会、そして協議会でご承認いただきました調整方針に基づきまして3町長さんでいろいろ進めていただくということで、町長さん方の会議というふうに書いてございます。それから、右が合併協議会ということで、調整結果等について主なものをこちらの方へ報告させていただくという内容でございます。

そのほか、準備に当たりましては、専門部会、分科会、事務局のところに点線で枠を打ってございますけれども、組織や給与、文書、庁舎、電算等、プロジェクト的に進めるものということで、その例ということでこちらの方に書いてございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

今後の主な想定スケジュールということでございますけれども、合併協議会、随時開催させていただくということで、おおむね3回程度。そのほか、町長会議、専門部会、分科会ということで、専門部会、分科会については、先ほど申し上げました主な準備作業を進めるということで、おおむね7月末をめどに作業を進めまして、8月につきましては、新たに調整を必要とする内容が生じたものについて対応していくというようなスケジュールの想定をしております。

そのほか、各町と書いてございますが、各町の行事の想定ですけれども、まず6月に定例議会がございます。そのほか、文書の整理、決算の準備、移転作業、事務引き継ぎ、調整というような形で、これから各町のいろいろな事務が進められていくというふうに考えております。

このほか、県・国絡みにつきましては、先ほど申し上げました法手続に係る事務になります
が、県議会、県知事決定、そして総務大臣への届け出、官報告示という内容で進んでいくとい
うようなものでございます。

合併準備の進め方等につきましては、以上のとおりでございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明等につきましてご質問等がございましたらお願いいたしたいと思
います。

何かございますか。

橋詰委員さん。

○橋詰委員 合併の日にちが9月2日ということに決まりましたので、9月1日までは旧町の
それぞれの事業の決算の最終日だと思うんですね。9月1日現在までの決算についての認定と
申しますか、これはどういう手続でやるのでしょうか。合併後やるとすれば、当然、合併した
新しい市の誕生の中の議会でそれを審議するのでしょうか、どういうふうにするのでしょうか、
その経緯についてご説明をお願いします。

○横山会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

○江寺事務局次長 ただいまの質問ですけれども、橋詰委員さんのおっしゃるとおりでござい
まして、基本的に、打ち切り決算で9月1日で閉鎖という形になりまして、出納整理期間は当
然ございません。したがって、9月1日までになりますので、そこにちょっと書いてあり
ますが、仮の出納整理期間ということで、通常2週間から1カ月程度を設けているのが一般的
な事例のようでございます。その後、決算調製については消滅市町村の市町村長が書類をつく
りまして、新市にそれを引き継ぐ。新市の市長が監査委員の監査を行った後、議会の認定に付
するという形になります。ですから、旧町の町長が決算書類をつくりまして、新市の市長が新
市の監査委員の監査を受けて、新市の議会に出すというような流れになるということござい
ます。

○横山会長 よろしいですか。

○橋詰委員 わかりました。

○横山会長 ほかにございますか。

磯山委員さん。

○磯山（信）委員 麻生の磯山でございます。

この新市発足に向けた主要準備作業の組織等体制整備の中で、職員の給与のことが書いてありますけれども、7ページの図面といいますか、これを見ますと、組織人事からいろいろあります中で、給与を各専門部会と各分科会と事務局がわたって進行というようなこと書いてあります。これは、この矢印をずっと見ていきますと、最後には合併協議会にも諮ってくるということですか。

○横山会長 事務局よりお願いいたします。

○江寺事務局次長 今のご質問でございますけれども、まず、事務事業の調整についてなんですけれども、合併協議会の中で一般的に行われているのは、調整方針についての協議を合併協議会の中で行う、そして、その調整方針に基づいて、どのような具体の取り扱いをするのかということにつきましては、町の執行権を持っていらっしゃる町長さん方に決めていただくと。その結果を協議会の中に、また報告をし、その中でそれについて意見をいただくというような内容で、これまでもほかの合併協が進んでおりまして、それにとらわれることはないんですが、一応行方郡合併協議会は、同じような流れ、考え方で進めてまいりたいというふうに思っております。

協議会につきましては、これまで合併協議会でご協議いただきました事務事業の調整方針の中で、特に合併時まで調整する、合併時に統一をするというものについてのあらましについてご報告申し上げるといような形で考えております。

○横山会長 よろしいですか。

○磯山（信）委員 調整案に基づいて進めていくんだということは理解しておりますけれども、私がここで意見を申し上げたいことは、職員の給与に関して、果たして職員だけで協議して大丈夫なのかと。自分たちの給与を自分たちで協議するということが非常に難しい。今、社会全体におきまして、公務員の給与問題というのが非常に大きな脚光を浴びているわけです。だから、この辺の、果たして自分たちの給与を自分たちで検討して、町が最後には3人の町長会議の認定の協議をもらって協議会に報告するということではありますが、この辺は合併に向けて非常に大事なことだと思うので、もう少し第三者的な人が数名入るくらいの必要は私はあると思うんです。事務局の方、どうですか。

○横山会長 今、磯山委員さんの方からの提案についてお願いいたしたいと思います。

○江寺事務局次長 まず、最初に、先ほど、ほかでどういうふうな形かということの説明申し上げまして、それについて同じような形で考えているということでご説明を申し上げました。今の磯山委員のご発言については、3町長さん方と相談をしていただいて、どのような形にす

るか、それに基づいて反映をさせていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○磯山（信）委員 わかりました。

○横山会長 じゃ、そのように協議をいたしたいと思えます。

ほかにございますか。

磯山委員さん、お願いします。

○磯山（茂）委員 北浦の磯山でございます。

それでは、玉造さんの方から質問があった件についてなんですけれども、仮の出納整理期間が9月1日までということでした。9月に臨時議会を催して、さらに同時に9月の定例議会とこののを考えていいのか、その点、お聞きしたい。

○横山会長 ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

○江寺事務局次長 今の質問で、通常の合併の流れのときの例ということでご説明をさせていただきたいんですが、新市発足のときに新市の職務執行者の方が専決処分をして、条例の部分と予算の方を執行するということになります。その専決処分をしたものを通常速やかに臨時会を開いて議会の方に報告をさせていただくというのが、臨時会のまず趣旨の部分ということで考えていただければなというふうに思えます。ですから、17年度の各町の決算を臨時会に議案として出すということではないかと。

○横山会長 よろしいですか。わからないですか、じゃ、もう一回質問してください。

○磯山（茂）委員 ただいまの説明の臨時会を、そのときに提出するということはわかりましたけれども、定例議会については通常どおり行うということですか。

○横山会長 お願いします。

○江寺事務局次長 後ほど、ご報告、ご説明をさせていただきたいと思えます。よろしく願います。

○横山会長 よろしく願います。

それでは、ほかにありますか。

（発言者なし）

○横山会長 それでは、ないようでありますので、合併準備の進め方につきましては、以上のとおりとさせていただきます。

続きまして、協議事項の①でありますけれども、新市市章の制定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたしたいと思います。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の協議事項の1番、9ページになろうかと思えますけれども、こちらの資料をごらんいただきたいと思えます。

こちらの市章の件につきましての調整方針といたしましては、慣行の取扱いというような協定項目の中で、市章、市民憲章、市の花・木・鳥などということで、新市において調整するということでごございました。今回、この中で市章を制定してはどうかというようなご提案ということでご理解をいただきたいと思えます。

まず、資料の方の1番目といたしまして、市章の具体的な取扱い方ということで、市章について合併前に制作及び選定作業を進めると。候補作品については、住民アンケートなどにより住民意向を反映させた上で合併協議会へ諮り、合併協議会で決定し、合併日に制定する。

2つ目としまして、市章制定準備を進めることの効果といたしまして、先進事例、ほかの合併協議会、新市誕生の例などを見ますと、多くは市章を制定あるいは選定をしているという事例であるということ。それらの理由を見ていきますと、速やかに新市市章を制定することで、各種の行事、市役所の帳票類でのアイテム等での使用、展開によって、新市の一体化の醸成を早期に進めることが可能というような効果があるかということでごございます。

そして、3番目、具体的な進め方として①から⑤までということ。まず1つ目に、新しい市章のデザイン候補の作品制作基準の案を作成し、それらに基づいて新市章の制作を委託すること。続いて候補作品の類似のデザイン調査。いわゆる商標登録されているようなマークあるいは都道府県章、全国の市町村章、これらに類似したものがないか調査をします。そして、それらを経た後に候補作品について住民アンケートにより住民の意向を調査します。最終的にそれらの意見集約をした上で、こちらの協議会の方で決定していただければどうかということでごございます。

最後に、その他ということで、市章の制定については、合併日ということで、その後、多くのデザイン展開が必要と思えますけれども、こちらについては新市において実施していくというような考え方のご提案でごございます。

なお、先ほどの具体的な進め方の中の①の制作基準の案ということで、これも今回あわせて皆様方にお諮りしたいということで、次の10ページをごらんいただきたいと思えます。

1つ目が、新市章デザイン候補作品制作基準として、①から⑤の考えを示しておりますが、先進事例でも同じような中身の基準がなされているというふう聞いております。

1つは、行方市の将来像をあらわすようなふさわしいデザインであること。2つ目には新市の旗、バッジ、そういうものにふさわしいようなデザインであること。3つ目として色ということです。いろいろな展開がございますので、色についてはある程度制限なりそういうものが必要だろうということで4色以内とし、グラデーションは避けるというような意味合いでございます。また、黒など単色でも表現する場合でもイメージが損なわれないこと。最後に、ほかのデザインと類似をしないことということでございます。

2つ目として、その基本的な制作基準のほかに、補足的な意味も含めて①から⑤まで記してございます。デザイナーが新市のイメージや基本方針を十分理解をしていただくような形で、そういう説明を十分した上で制作してもらうこと。また、市民の皆さんに愛されるような市章にさせていただくためにアンケートなどを実施したり、あるいは文言等で市章の意味を説明してまいりたいというふうなことで、若干補足的な事項ということで、考慮すべき事項ということでまとめさせていただいたところでございます。

以上が協議事項1番としましての新市市章の制定についてのご提案でございます。よろしくお願いたします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見をお聞きいたしたいと思います。

何かご意見ございますか。よろしいですか。

(はい)

○横山会長 それでは、ないようでございますので、新市市章の制定につきましては、案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、協議事項②であります。平成17年度行方郡合併協議会事業計画(案)、関連がありますので、協議事項の③平成17年度行方郡合併協議会予算(案)をあわせて議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○永峰総務班長 それでは、協議事項の②、平成17年度の行方郡合併協議会事業計画(案)をご提案したいと思います。11ページの方の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1つ目として、本日も開催してございますけれども、協議会等の開催並びに小委員会の開催。続きまして、先ほど報告事項の方で合併準備事業の関係のご説明がございましたけれ

ども、これらの準備事業を進めていくということで、1つには事務事業の一元化を進めていくこと。

2つ目としまして事務執行体制等の整備。

3つ目としまして、広報・広聴活動といたしまして、(1)これまでも発行してきております「合併協議会だより」の発行。引続きになりますけれども(2)協議会ホームページの運営というところでございます。

続いて、4つ目としまして、事務局の関係でございます。(1)幹事会の開催、(2)各専門部会の開催、(3)分科会の開催、これらを引き続き進めていきたいという考え方でございます。

なお、5番目としまして、その他合併に必要な準備作業ということで、9月2日の合併に向けては、かなりの事務事業が想定されますので、それに必要な事務作業を怠りなく進めていきたいというような考え方でございます。

続いて、協議事項の③を続けてご説明をさせていただきたいと思っております。

次の12ページをごらんいただきたいと思います。

平成17年度行方郡合併協議会予算(案)ということでございます。

最初に、歳入として、1番目の負担金、これは3町からの負担金ということで、17年度につきましては各町200万円ずつの負担金を見込んでございます。合計600万円ということでございます。2つ目に、繰越金ということでございまして、こちらについては平成16年度の会計よりの繰越金を660万円、最後に諸収入ということで預金利子を若干見てございます。

これらの歳入合計が1,260万1,000円ということでございます。

続いて、歳出に移らせていただきます。

まず一つ目の運営費、この中で会議費ということで140万6,000円の計上でございます。こちらにつきましては、一応予算の上では4回で見てございます。それらに合わせた報酬なり需用費なり委託料の積算ということでご理解をさせていただきたいと思っております。

続いて、事務費ということで223万3,000円、こちらについては、これまでと同じような考え方で、消耗品なり印刷機器の使用料なり、そういう事務的な経費を計上してございます。なお、こちらの委員報酬については、監査委員さんの委員報酬ということで計上してございます。

続いて、事業費ということで、事業推進費に895万7,000円ということで計上してございます。報償費については、この後、ご提案を差し上げますけれども、以前募集しました新市名称の応募の謝礼、需用費につきましては消耗品なり印刷製本費ということで、合併協議会だより

り、広報紙の関係がこちらに計上してございます。また、役務費としましては、若干の通信運搬費が計上してございます。さらに委託料ということで、引き続き例規の整備、ホームページの更新運営等の委託、それと先ほどご承認いただきました市章の作成等、こういうものの委託費ということで計上がされてございます。

そして最後に、予備費ということで 5,000 円を計上し、歳出額についても、歳入額と同じく 1,260 万 1,000 円ということでのご提案でございます。

なお、繰越額について若干触れますと、昨年当初の予算のときに、年度内合併であっても準備ができるようにということで、3 月目途の合併でも対応できるような形での予算計上がございまして、そのうち幾つかの事業が、例えば、先ほどの新市名称の謝礼なり、また、合併告知のポスターなり横断幕なり、そういう新市に関するものを 16 年度に実施せずに 17 年度に繰り越してきた、そういうような部分と、事務経費なりの節減できたものでの繰り越し内容ということでご理解をいただければと思います。

なお、16 年度の詳しい決算につきましては、この後、会計を締め、監査委員さんの監査を受け、なるべく近いうちに合併協議会の方へ報告させていただきたいと思っております。

以上、協議事項の②と③についてのご提案でございます。よろしく願いいたします。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご意見、ご質問等をお受けいたしたいと思いますが、何かございますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内（守）委員 平成 17 年度の行方郡合併協議会予算というところで、2 番事業費の事業推進費の委託料ということで、例規整備、ホームページ更新、市章作成等ということで 605 万円が計上されておりますが、例規整備あるいはホームページの更新、市章作成の予算の割合、あるいは例規整備ということについてご説明していただければと思います。

○横山会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○永峰総務班長 宮内委員さんご指摘の委託料ですが、この中でホームページの更新は約 30 万程度を見てございます。また、例規の方は、作業については昨年多く発生してしまっていて、今年度は最後の仕上げの部分ということで、金額については余り大きな額ではございませんが、10 万円程度の計上ということでございます。ただし、例規については、この後、新市の方でペーパーレス化し、例えば庁内、役所の中のパソコンで見られるような状態にするのか、あるいは何冊例規集を持つのか、そういうものの費用については、別途新市の方での費用発生ということで、こちらの予算では仮例規をつくる段階までということでご理解をお願いしたいと思います。

います。

また、残額は先ほどの市章の作成委託などがございます。

以上でございます。

○横山会長 どうでしょうか。じゃ、もう一回、お願いします。

○宮内（守）委員 今、了解したんですけれども、例規整備というのは、フロッピーとか何かにおさめちゃうと変更するみたいな、そういうことですか。言っている意味、わからなかったんですが、市の市章の関係の方とすると、このやつの 300 万円程度の予算というふうに見ていたんですかね。

○横山会長 お答えをお願いします。

○永峰総務班長 一つ目の例規の整備ということでございますけれども、以前の協議会の中で、現在ある 3 町の例規の対照表を提出いたしました。皆さんご存じのように新設合併ですので、今までの例規は新市が誕生したときにすべて効力を失います。このため、新しい市の例規を新たにつくる作業が例規整備の考え方です。今までの例規はすべて使えなくなってしまうので、新しい市の例規を一からつくり上げるというのが例規整備ということで、そういう意味で昨年からの作業に入っていて、残り半年分として今回の予算計上ということになります。予算の割合からすると小さいわけですが、そういう全体の仕上げの段階だということで、ご理解を願いたいと思います。

それともう 1 点、市章委託は約 350 万円程度で予算の方は見てございます。そして委託料の残額 200 万円程度は、新市紹介のパンフレットの冊子、要覧的な冊子あるいはガイドブック的な冊子など新市発足のときに市民の皆さんにお知らせできるような、そういうものを考えて計上してございます。これら合計で 605 万 2,000 円というふうな積算でございます。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言者なし）

○横山会長 それでは、ないようでございますので、平成 17 年度行方郡合併協議会事業計画及び当予算につきましては、案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（異議なし）

○横山会長 それでは、案のとおり決定をいたしたいと思います。

ここで、3 時まで 10 分間休憩をいたしたいと思います。よろしく申し上げます。